

京丹後市国民保護計画(案)

計画（案）の概要

- 1 計画の構成
- 2 計画策定における基本的考え方
- 3 京丹後市国民保護計画の特徴
- 4 各編、各章ごとの概要

1 計画の構成

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

2 計画策定における基本的考え方

武力攻撃事態等において、市が実施する国民保護措置は、次の事項が主体となる

市民への警報の伝達、避難指示の通知・伝達、避難誘導、救援の実施

市の地理的、社会的特徴としては、次のようなものが挙げられる。

- 京都府の最北端に位置し、海岸線を有していること。
- 国道が3本通り、府道等とともに道路網を形成していること。
- 鉄道は1路線、7駅があること。
- 特定地域に人口が集中していること。
- 高齢者人口比率が25%を超えていること。
- 年間観光入込客が193万人に及ぶこと。

これらを勘案し、市民の安全を最優先とする国民保護措置が迅速、的確に行われる計画とする。

また、この計画は「市町村モデル計画（京都府内市町村向け留意事項説明版）」に従い作成し、「京都府国民保護計画」と整合性を図るものとする。

3 京丹後市国民保護計画のポイント等

(1) 計画のポイント

【住民の安心・安全を確保】

市は、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、市民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

このため、市は、万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市民の安心・安全を確保するため、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定前における初動体制として、武力攻撃（テロを含む。）の兆候等があった場合、直ちに「緊急事態連絡室」等を設置し、情報連絡体制を構築する。また、国から対策本部を設置すべき指定を受けた場合は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、市内における国民保護措置を総合的に推進するとともに、その的確かつ迅速な実施を図る。

【関係機関との連携体制の整備強化】

防災のための連携体制を最大限に活用する。

関係機関の計画との整合性を確保する。

関係機関相互の意思疎通を図る。

【災害時要援護者等への支援体制の整備】

災害時要援護者への支援対策として、個人情報の保護に十分配慮しつつ災害時要援護者の所在を把握し、一般健常者に優先して救援対策を実施する。

府と連携して、災害時要援護者が社会福祉施設等に緊急入所できる体制の確立や、災害時要援護者の特性に配慮した避難所の配置整備に努める。

自主防災組織や社会福祉関係機関・団体等と連携して災害時要援護者の的確な避難支援体制に努める。

言語、生活習慣の異なる外国人への支援対策として、関係機関（府、国際関係団体、大学、在外公館等）との連携を強化し、地域全体で外国人への支援体制・情報伝達体制の整備に努める。

【観光旅行者等及び文化財の保護に配慮】

京丹後市は、海岸部の海水浴客、山間部のスキー客等、年間193万人の観光旅行者が訪れる。市民に対する警報や避難の指示などの情報伝達は、通常市から自治会等を通じて行われるが、観光旅行者等は、この通常の伝達ルートから外れることや、地理にも不案内であることから、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、府と連携し、市観光協会等を通じた宿泊施設や観光施設への情報伝達体制の構築を図る。また、観光旅行者の利用が多いと考えられる公共交通機関やタクシー、コンビニエンスストア等を通じた情報伝達体制の整備に努める。

帰宅困難な観光旅行者に対する情報提供窓口や帰宅支援活動について検討するとともに、一時的な滞在場所の設置などの措置について、府と連携し、協議・検討する。

本市に所在する国指定重要文化財を始めとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。市は、府、国等関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、武力攻撃災害からこれら文化財を保護する。

(2) 京丹後市独自の重点ポイント

【自主防災組織、ボランティア団体、民間団体との連携】

京丹後市自主防災組織補助金交付要綱を活用し、自主防災組織の育成強化に努める。

防災のための連携体制を踏まえ、自主防災組織の核となるリーダーの研修、防災資機材等の配備、訓練の実施等を行い、自主防災組織の育成強化に努める。

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社京都府支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備に努める。

市では、「京都府エルピーガス協会京丹後支部」、「市内郵便局」、「京丹後市アマチュア無線災害ボランティア」、「北丹医師会」、「建設業者」、「電気業者」及び「近畿コカ・コーラボトリング株式会社」等民間団体と災害時における協定を締結している。引き続き、民間団体等の専門ボランティアとの災害時応援協定の締結を進め、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

市内事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

4 各編、各章ごとの概要

第1編 総論		
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	<p>世界の恒久平和の実現は京丹後市民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要である。</p> <p>市は、市民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、市民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、市民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。</p> <p>このため、市は、万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対応などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市民の安心・安全を確保するため、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p>
第2章	国民保護措置に関する基本方針	<p>市は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供、関係機関相互の連携協力の確保、市民の協力、高齢者・障害者等への配慮、国際人道法の的確な実施、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、国民保護措置に従事する者等の安全の確保、外国人への国民保護措置の適用、観光旅行者等への国民保護措置の適用、等に特に留意するものとした。</p>
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	<p>国から府、市、住民に至るまでの国民の保護に関する措置の仕組みを図示した。また、本市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の事務又は業務の大綱を掲げ、これら関係機関の連絡先は資料編に掲げた。</p>
第4章	市の地理的、社会的特徴	<p>本市の地理的、社会的特徴としては、京都府の最北端に位置し、海岸線を有していること、国道が3本通り、府道等とともに道路網を形成していること、鉄道は1路線、7駅があること、特定地域に人口が集中していること、高齢者人口比率が25%を超えていること、年間観光入込客は193万人に及ぶこと等が挙げられる。</p>
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	<p>本計画においては、府国民保護計画で想定している武力攻撃事態と緊急対処事態を対象とする。</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>武力攻撃事態では次の4類型を想定する。</p>

		<p>着上陸侵攻 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>弾道ミサイル攻撃 航空攻撃</p> <p>2 緊急処理事態</p> <p>緊急処理事態では次の4種類の事態を想定する。</p> <p>危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p> <p>破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態</p> <p>3 留意すべき事項</p> <p>市の地理的・社会的特性から、隣接する福井県の原子力発電所に対する攻撃や列車・観光地等へのテロ攻撃に留意する必要があると思われる。</p>
第2編 平素からの備えや予防		
第1章	組織・体制の整備等	<p>市における平時の業務、非常参集体制を定め、府、近隣市町、指定公共機関、辞書防災組織、ボランティア団体等関係機関との連絡体制の整備を図り、次のような平素からの準備を行う。</p> <p>通信確保体制の整備</p> <p>警報等の伝達に必要な準備</p> <p>安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>被災情報の収集・報告に必要な準備</p> <p>職員の研修</p> <p>国民保護措置に関する訓練の実施</p>
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	<p>市は、避難や救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、次のような平素からの準備を行う。</p> <p>近隣市町、民間事業者、学校等との連携の確保</p> <p>災害時要援護者への配慮</p> <p>避難実施要領のパターン作成</p> <p>運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p>

		<p>避難施設の指定</p> <p>生活関連施設の把握等</p>
第3章	災害時要援護者等への支援体制の整備	<p>1 災害時要援護者に対する支援</p> <p>災害時要援護者の救援対策は、一般健常者に対する救援対策に優先して実施する。</p> <p>府と連携して、社会福祉施設等に緊急入所ができる体制の確立や災害時要援護者の特性に配慮した避難所運営や福祉避難所の設置整備に努める。</p> <p>自主防災組織や社会福祉協議会など福祉関係機関・団体等と連携して、災害時要援護者に係る所在の把握、情報伝達、避難計画の策定などに努める。</p> <p>2 日本語の不自由な外国人に対する支援</p> <p>府、府国際センター等との連携を強化し、地域全体で外国人を支援する体制の構築に努める。</p> <p>警報、避難の指示などの情報の多言語化に努める。</p> <p>府と連携し、言語・生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>3 観光旅行者等の保護</p> <p>観光旅行者等に対し、的確かつ迅速に情報を伝達できるよう、府と連携し、市観光協会等を通じた宿泊施設等からの情報伝達体制及び公共交通機関やコンビニエンスストア等からの情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>府と連携して、帰宅困難な旅行者に対する相談窓口や帰宅支援活動について検討するとともに、一時的な滞在場所の確保等について府と連携して協議・検討する。</p>
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	<p>市は、物資及び資材の備蓄、整備に関しては、防災計画と共通の認識で進めることとした。ただし、防災計画で想定していない化学防護服、安定ヨウ素剤等は府と連携して対応する。</p>
第5章	国民保護に関する啓発	<p>武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、次の2点を定めた。</p> <p>国民保護措置に関する啓発</p> <p>武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p>

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	<p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。このような場合、緊急事態連絡室を設置し所要の初動措置を行う。</p> <p>緊急事態連絡室を設置した後、政府において事態認定が行われ、本市に対し対策本部を設置すべき指定の通知があった場合は、市対策本部を設置し緊急事態連絡室は廃止する。</p>
第2章	市対策本部の設置等	<p>1 市は、内閣総理大臣から対策本部を設置すべき指定を受けた場合は、直ちに市役所庁舎（2階大会議室）に市対策本部を設置するとともに、各庁舎に対策支部を設置し、市内における国民保護措置を総合的に推進するとともに、その的確かつ迅速な実施を図る。なお、本部、支部それぞれに代替予定施設を確保する。</p> <p>2 市対策本部の組織及び各部・班の事務分掌は、本章末尾掲載の別表1及び別表2のとおりとする。</p> <p>3 本部、支部のほか設置の必要のある活動本部</p> <p style="padding-left: 20px;">市現地対策本部</p> <p style="padding-left: 20px;">現地における対策が必要と認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため設置する。</p> <p style="padding-left: 20px;">現地調整所</p> <p style="padding-left: 20px;">武力攻撃の現場において、市が、消防、警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等と情報共有しながら、各機関の活動内容の調整を図るため設置する。関係機関により設置されている場合は、市職員を派遣する。</p>
第3章	関係機関相互の連携	<p>市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接な連携を図る。</p>
第4章	警報及び避難の指示等	<p>1 警報の内容の伝達及び通知</p> <p style="padding-left: 20px;">武力攻撃事態等において、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことは極めて重要であるため、伝達先、通知先、伝達方法について定める。</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p style="padding-left: 20px;">市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパター</p>

		<p>ンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>市長は、避難実施要領に従い、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、消防機関と連携し、必要により警察、自衛隊の協力を得て行う。また、自主防災組織や自治会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、協力を要請する。</p>
第5章	救 援	<p>市は、府と連携して、避難先地域や被災地において、収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援活動等を実施する。</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p>
第6章	安否情報の収集・提供	<p>市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について定める。なお、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令」を資料編に掲げ、報告様式を示した。</p>
第7章	武力攻撃災害への対処	<p>1 武力攻撃災害への対処</p> <p>市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う。</p> <p>市長は、武力攻撃災害の兆候に関する通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。</p> <p>2 応急措置等</p> <p>市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を実施する。</p> <p>退避の指示</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。</p>

		<p>警戒区域の設定</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要と認めるときは、警戒区域の設定を行う。</p> <p>応急公用負担</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、必要な事前措置を行い、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地・建物の一時使用、土砂・竹木その他の物件の使用・収用を行うことができる。</p> <p>消防に関する措置等</p> <p>市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。</p> <p>3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府その他の関係機関と連携して対処する。</p> <p>市長は、市が管理する生活関連等施設について、安全の確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、府警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。</p> <p>また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。</p> <p>4 N B C 攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、N B C 攻撃による災害への対処等については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるほか、関係機関と連携して、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p>
第 8 章	被災情報の収集及び報告	<p>市は、電話、市防災行政無線（移動系）、府防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集するとともに、その収集した情報を府に報告する。報告は「火災・災害等即報要領」に基づき行うこととし、資料編に様式を掲げた。</p>

第9章	保健衛生の確保その他の措置	市は、避難先地域において、保健衛生対策、防疫対策等を実施し、保健衛生の確保を図るとともに、廃棄物処理対策を実施する。
第10章	文化財の保護	本市に所在する国指定重要文化財を始めとする多数の文化財は、貴重な国民的財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。市は、府、国等関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と連携・協力して、武力攻撃災害からこれら文化財を守る。
第11章	国民生活の安定に関する措置	市は、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために府等の関係機関が実施する措置に協力する。
第12章	特殊標章等の交付及び管理	市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のために必要な措置を講ずる。
第2章	武力攻撃災害の復旧	市は、武力攻撃災害の復旧については、国が示す方針に従って実施するものとし、特に、府が管理する施設及び設備については、被災状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされていることから、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、府国民保護計画に従い、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととした。